平成２８年（フ）第３９０３号
東京都立川市砂川町８丁目85―４―102
債務者　齋藤　治信
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４０号
岡山市中区国府市場49番地
債務者　大林　哲朗
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２号
大分県速見郡日出町3816番地６　コンフォート日出105
債務者　大谷　貴志
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月９日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第４号
長崎県松浦市志佐町高野免60番地２　高野松山団地２棟504号、従前の住所長崎県松浦市志佐町庄野免554番地
債務者　松永　優子（旧姓増山）
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月28日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第９６１号
東京都八王子市鹿島945番地21セシボンハツ202号
債務者　長田三千世
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月４日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４７５号
東京都八王子市大谷町209番地10
債務者　樺島　友秀
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月４日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２５号
栃木県佐野市奈良渕町512番地１　グランレーベン301号、前住所栃木県佐野市堀米町2701番地11
債務者　加藤　拓也
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月５日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２８年（フ）第９７２号
神奈川県海老名市国分南２丁目16番３―225号
債務者　石渡　紀香
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９７６号
横浜市旭区本宿町47番地　陽春荘Ｄ２Ｆ
債務者　松本　竹弘
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０１５号
神奈川県茅ヶ崎市中島1166番地３
債務者　落合　茂光
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０１６号
神奈川県茅ヶ崎市中島1166番地３
債務者　落合くみ子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０１９号
横浜市中区本牧元町13番８号
債務者　中村　宣夫
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０３３号
横浜市戸塚区汲沢８丁目20番22―201号
債務者　齊藤　陽子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０３６号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目41番地11　鶴ヶ峰グリーンハイツⅡ―101
債務者　菅原　昭子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４０号
神奈川県藤沢市辻堂４丁目５番58号　メゾンドボアＤ号室
債務者　芳賀　そら（旧名耕平）
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部